

セルフメディケーション税制について

- 「セルフメディケーション税制」とは、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は生計を一にする配偶者などのために、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、その年中に支払ったその対価の額が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額（上限8万8,000円）について、その年分の総所得金額等から控除する、という制度です。

この特例制度を利用するための要件、確定申告の際に必要な書類、注意する点についてご紹介いたします。

<要件>

1. 所得税及び住民税の課税対象者であること。
2. 年間で特定の一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）を1万2,000円超購入していること。（生計を一にする者の購入額を合算可能。）
3. 確定申告者が予防接種・健診等を行っていること。✳

～識別マーク～



- ✳ 予防接種、健診等は、協会けんぽや市町村国保などの保険者や事業主が実施する健康診査に限られ、任意で全額自己負担で受けた健康診査は該当しない。
なお、これらの予防接種・健診等は全てを行う必要はなく、いずれか一つを行っていればよいこととなっている。

<確定申告のとき 必要な書類>

1. 対象商品を購入したレシートや領収書。
下記の5つの事項が明記されていること。

- ① 商品名
- ② 金額
- ③ 対象商品である旨の記載
- ④ 販売店名
- ⑤ 購入日

2. 予防接種・健診等を行ったことを明らかにする証明書類。（領収書、結果通知表など）
下記の3つの事項が明記されていること。

- ① 氏名
- ② 予防接種・健診を行った年
- ③ 医療機関、医師の氏名など

～レシート 例～

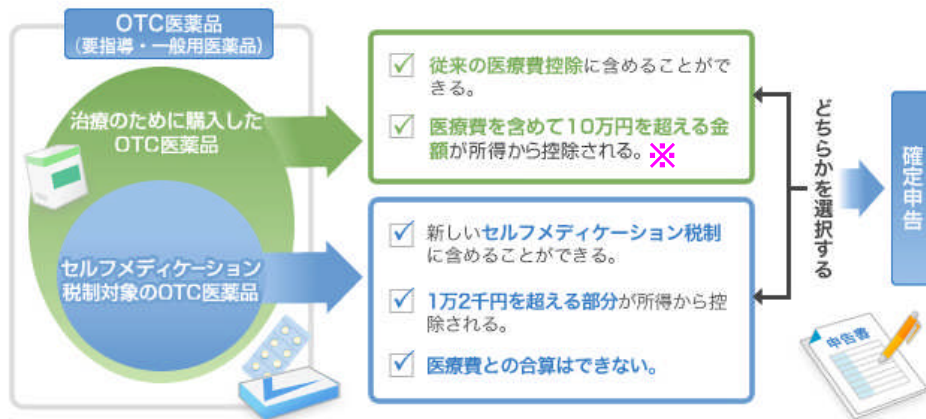
ドラッグ	
小伝馬町店 TEL: 03-5823-**** 東京都千代田区岩本町1-8-*	
■ 領収書 ■	
2017年4月1日(土) 14時57分	
00015 ★コキンクスA	¥927
00042 ★カビゲスA	¥785
小計 2点	¥1,712
(内消費税)	¥126
上記はセルフメディケーション税制対象商品です	
■ 領収書 ■	
00008 カップ マシド ンオキ	¥116
00027 ビンカシヨクシクバ	¥864
00003 ブランド ソープ ムコクスマカ	¥268
00005 JFSM1カミド ンカ-A50mL	¥482
小計 4点	¥1,730
(内消費税)	¥128
合計	¥3,442
現金	¥10,042
お釣	¥6,600
＜保管上のお願い＞ 印字保護のため、印刷面を内側に折り返して保管してください。	



<確定申告のとき 注意する点>

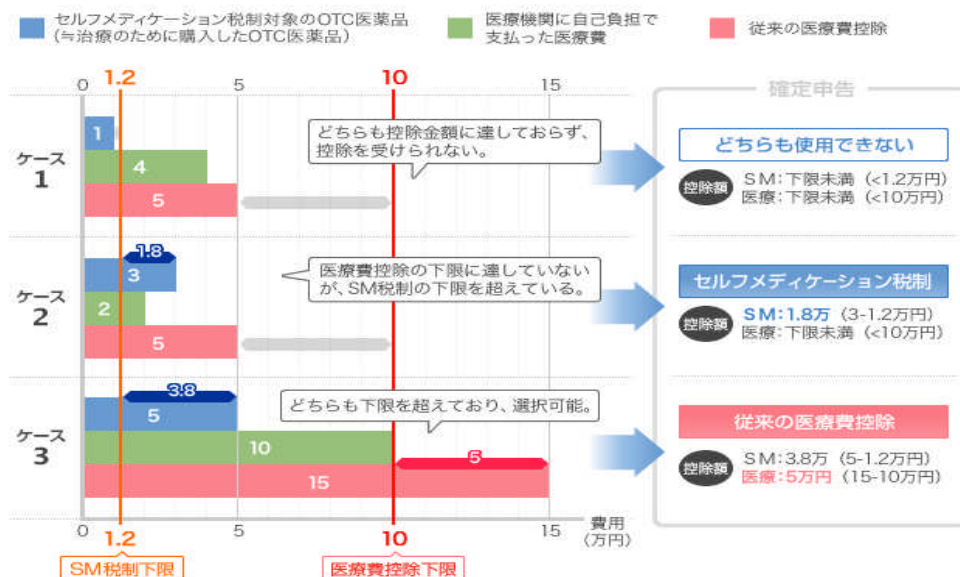
- ① セルフメディケーション税制は、「医療費控除の特例」という位置づけの税制であり、従来の医療費控除と併用することはできません。

従来の医療費控除と、セルフメディケーション税制を利用した場合でどちらを利用した方が控除額が大きいかを計算し、確定申告をする必要があります。



※ 医療費控除の計算方法に使う「10万円を超える金額」とは、所得金額の5%と比べて少ない数字を使います。

- ② 医療費控除とセルフメディケーション税制は、それぞれの購入費用の額や所得金額を考慮し、有利になるほうを選択します。下記の表をご参考ください。



ご不明点等がございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせください。